

千葉労働運動

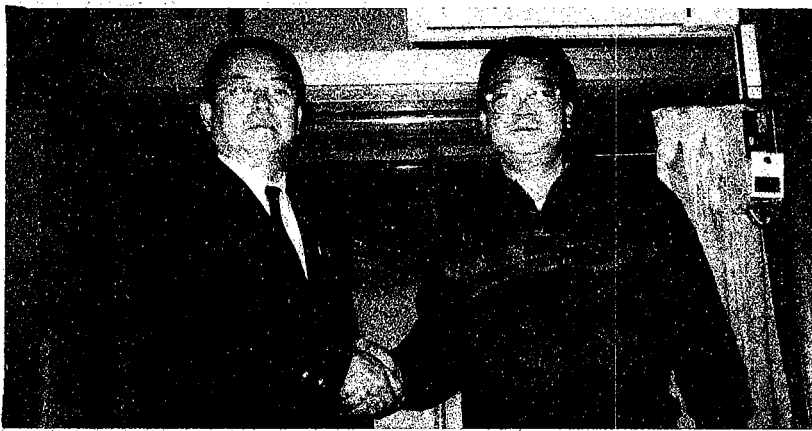
国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号(DC会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043(222)7207 番
FAX 043(224)7197 番

2001.2.20. No.5270.

組織拡大に向け新体制スタート

鴨川支部臨時大会 / 奈良輪新支部長を選出



新・旧支部長の固い握手で組織拡大を!

2月14日、民宿「神田」において、鴨川支部第7回臨時大会が開催された。
これは照岡支部長のいすみ鉄道への転勤に伴うもので、臨時大会では、満場一致で奈良輪孝さんを新支部長に選出。また副支部長も二人体制とし、吉野六郎さんが新たに選出され、執行委員には恋塚三喜男さんを補充するなど、新たな執行体制が確立された。

大会は、副支部長の進行で開会し、あいさつにたつた照岡支部長は「私の転勤で支部の皆さんには大変ご迷惑をおかけしたが、これからも共に闘いつづける気持ちに変わりはない。鴨川支部も退職、転勤などで数少なくなつたが、組織拡大をはじめとした課題の実現のために、今日はぜひ新たな執行体制と団結をつくりあげてほしい」と提起。その後、参加者全員の推挙によつて選出された奈良輪新支部長、吉野新副支部長は、それぞれ「全員で協力し合いながら一層団結を固めていきたい。今三大闘争というところで闘っているが、とくに組織拡大を実現するために、房総の拠点として館山支部とともに精一杯頑張りたい」「動員なども全員で協力しながら取り組んでいきたい」とあいさつし、照岡前支部長と固い握手をかわした。

〈新執行体制〉

支部長	奈良輪孝
副支部長	関登喜雄 吉野六郎
書記長	大藤守紀
執行委員	恋塚三喜男 江沢利一 富川秀樹
特執	鈴木徳男
会計監査	出水寿和 市東正晴

不当家宅搜索国賠訴訟控訴審公判行われる

羽部証人(千葉県警警部・当時) またしても証言を拒む

2月8日、東京高裁において、「不当家宅搜索国家賠償請求訴訟」の控訴審公判が行われた。この事件は、92年10月26日と93年4月20日の2回にわたる千葉県警の不当な家宅搜索に対して、動力千葉が国家賠償請求を求めたことについて、昨年7月10日、千葉地裁が「令状の請求自体違法」として千葉県に65万円の支払いを命じたことを不服として千葉県が東京高裁に控訴したものである。

今回の公判では、家宅搜索当時千葉県警公安三課警部の羽部秀明証人に対する千葉県側尋問、組合側反対尋問が行われた。

羽部証人は、一審に引き続いての証言になるが、東京高裁においては新たな立証を行うとしてきた。その内容は、過去の動力車会館に対する家宅搜索の内容や動力車会館に出入りする人の確認、搜索で押収した物が差押えるべき物に該当するかどうかというものであった。しかし、こうした証言の中には、千葉県警が搜索の理由とした「ゲリラ事件」と動力車会館の具体的関係を裏付けるような証言は全く行うことができなかった。

とくに、過去に行われた家宅搜索の内容については、本人が立会った訳でもなく、搜索報告書なるものを見たと言言したにもかかわらずその資料の表題も答えられないというものであった。また、動力車会館に出入りする人の確認についても、1日におよそ40人、50人が出入りしていたとしながら、その人物が組合員なのかそれ以外の人かどうかも分からないと証言する有様であった。しかし、一定の期間警察権力が「現認視察」と称して動力車会館を監視していることが改めて明らかになるなど、憲法で認められた労働組合に対する不当な介入の事実が浮き彫りになった。

さらに、押収した機関紙等についても、すでに搜索令状の請求時に資料として裁判所に提出してある物と同様のものであることも証言するなど、搜索で押収するまでもないことが明らかになった。

一審千葉地裁では、羽部証人が証言を拒否したことが判決で触れられているが、今回の証言の中でも「搜索中であり証言できない」「話せない」とまたしても証言を拒む場面があるなど一審となら変わることはない証言となった。

組合側は、羽部証人の証言終了後、次回は布施副委員長の証人申請をおこなったが、東京高裁民事二部・森脇裁判長は布施副委員長の証人採用を見合わせるといった態度に出た。弁護団は、裁判所の姿勢に抗議するとともに、次回公判までに布施副委員長の陳述書を提出すること、あくまでも証人採用を実現することなどを訴え、第一回証人尋問を終了した。

労働組合に対する不当な家宅搜索を粉碎し、労働運動の新しい潮流を創りだすために全力で闘いぬこう。
次回公判は、4月19日、13時30分(東京高裁822号法廷)の予定。

労働千葉を創りあげよう! 新しい世代の労働運動が通用する時代の戦いと大失業